

特記仕様書

業務番号：令和7年度 第208号

業務名：稲渚地区流木対策設計業務委託

業務箇所：明日香村大字稲渚地内

1. 適用

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（案）（令和2年10月奈良県土木マネジメント部）」「地質・土質調査業務共通仕様書（案）（令和2年10月）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

2. 目的

本業務は、明日香村稲渚地区において流木対策施設の設計を行い、工事発注に必要な関連図書の作成をおこなうものである。

3. 業務の内容

（1）調査業務

1)簡易動的コーン貫入試験 L=5m

簡易動的コーン貫入試験により、流木対策施設の基礎地盤状況を確認する。

試験位置の詳細及び調査終了深度等については、発注者と協議のうえで決定する。

（2）設計業務

1)流木対策工詳細設計 N=1 基

①設計計画

業務の目的・趣旨を踏まえ、業務計画書を作成し、調査職員に提出する。また設計に必要な資料収集・整理を行う。

②現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

また、簡易な測量を含むものとする。

③基本事項決定

・地質条件

地形、地質、地盤強度層の地質条件の確認、整理を行う。

・設計条件

計画流量、計画流出流木量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。

④施設設計

・設計計算

流木対策施設の設計計算を行い、各施設の構造を決定する。

- ・設計図作成

設計計算により決定した各施設の構造図面及び工事発注に必要となる図面を作成する。

- ⑤数量計算

各対策案の概算設計図を作成する。

- ⑥照査

照査技術者により、設計基本条件の運用と手順、設計細部条件の設計方針と手段、成果品の正確性・適切性及び整合性について照査を行う。

- ⑦報告書作成

設計成果をとりまとめた設計報告書、設計図（縮小版）、等を作成する。

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記業務の成果品とする。

- ・「令和6年度 第217号 土砂流出対策測量設計業務委託 報告書」

5. 打合せ協議

- (1) 当該業務における打合せは、初回（業務着手時）・中間（1回）・納品（成果品納入時）の計3回行うものとする。
- (2) 中間打合せは、調査職員からの指示があった場合、地元関係者を交えて行う。また、中間打合せの回数は調査職員と協議の上、変更できるものとする。中間打合せの回数が変更となった場合、設計変更の対象とする。
- (3) 初回打合せ及び納品打合せには、原則として管理技術者が立会うものとする。
- (4) 打合せ後は受注者が打合せ記録簿を作成し、発注者と受注者の双方が確認の上、速やかに監督員に提出し、各1部を保管するものとする。

6. 成果品の提出

本業務において提出する成果品は以下のとおりとする。

- ① 報告書(簡易製本版) 1部
- ② 電子成果品（CD-RまたはDVD） 2部（正1・副1）
- ③ 図面（縮小版A3） 1部

7. 土地への立入り等

- (1) 現地調査を実施する場合、必ず自己の身分証を携帯して業務にあたるものとする。
- (2) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があった時は、これを提示するものとする。
- (3) 身分証明書の内容については、請負契約に基づく業務を行うものである事の証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。

- (4) 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となった時は、遅延なく発注者に返却するものとする。
- (5) 業務の実施に伴う植物の伐採、垣、柵等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

8. 管理技術者及び照査技術者、主任技術者

以下のいずれかの資格を有する者を管理技術者及び照査技術者、主任技術者として配置すること。

なお、照査技術者は管理技術者及び主任技術者を兼ねることはできないものとする。

(1) 設計業務

①管理技術者

- ・技術士：総合技術監理部門（建設－河川、砂防及び海岸・海洋）又は建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・シビルコンサルティングマネージャー：（河川、砂防及び海岸・海洋）

②照査技術者

- ・技術士：総合技術監理部門（建設－河川、砂防及び海岸・海洋）又は建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・シビルコンサルティングマネージャー（河川、砂防及び海岸・海洋）

(2) 地質調査業務

①主任技術者

- ・技術士（総合技術監理部門 建設－土質及び基礎、又は応用理学－地質）
- ・技術士（建設部門 土質及び基礎又は応用理学部門（地質））
- ・RCCM（地質又は土質及び基礎）

9. その他

- ・業務の実施に必要な資料で一般に公表・市販されている資料は、受託者で用意するものとする。
- ・その他、本仕様書に定めない事項は奈良県県土マネジメント設計業務等共通仕様書によるものとする。
- ・工期は令和8年3月10日としているが、次年度工事予算確保の為に令和7年10月24日までに概算数量、概算工事費を算出、提出する事とする。